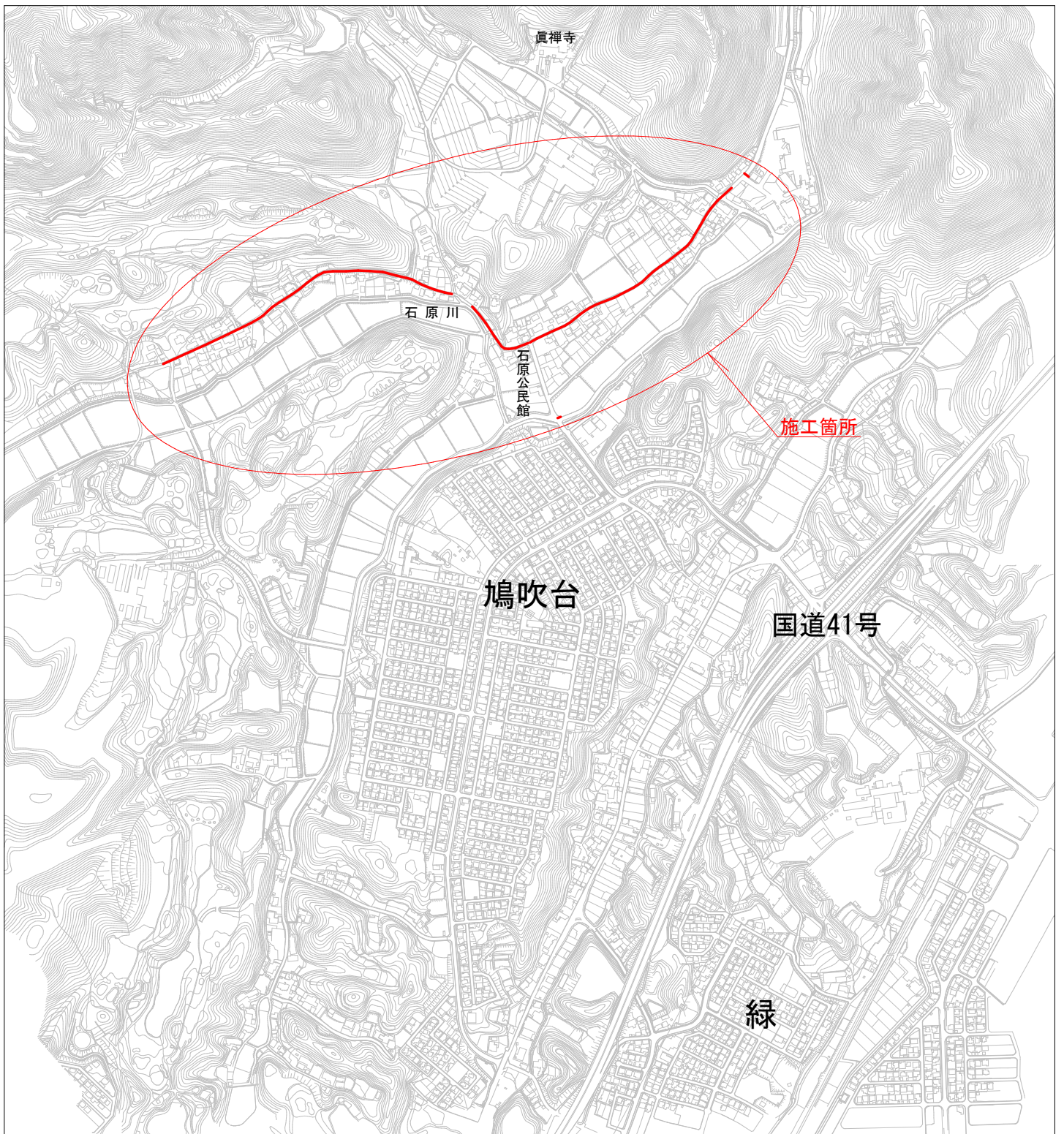


位置図



件 名	石原地内舗装復旧工事		
施工場所	可児市 西帷子 地内		
金 額	円	内消費税相当額	円
理 由			
水道管布設替工事箇所の舗装本復旧工事を行う。			
概 要			
施工延長 L=1,191.9m 舗装版破碎工 A=4,260 m² 表層工 t=50 A=4,260 m² 区画線工 一式			
特 記 仕 様 書			
1. 一般事項 (1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。 (2) 受注者は、本工事が「可児市工事品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。 (3) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。 2. 建設副産物有効利用及び適正処理について (1) 受注者は、建設副産物を排出するにあたっては、建設リサイクル法を遵守するとともに、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」により、適切に実施すること。 (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。なお、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」及び「岐阜県建設発生土管理基準」に基づき適正な利用の推進を図ること。			

3. 使用材料

(1) 生コンクリートについて

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート（24N/㎓以上）については 55%以下、無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート（21N/㎓以下）については 60%以下、均しコンクリートについては 60%程度とし、品質を証明する書類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。

4. 工事施工について

- (1) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないように努めること。
- (2) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。

5. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険（保険対象：第三者に与えた損害）及び工事保険（保険対象：工事目的物、工事材料及び仮設物等）に加入するものとする。

6. ワンデーレスポンスの取組について

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、「可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

7. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

8. 暴力団等による不当介入における通報義務について

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に定める様式第 9 号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が3,500万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員が認めた場合は、兼務を取り消すものとする。現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。

10. 可児市公共基準点の保全について

工事施工区域内に可児市公共基準点が設置してある場合は、基準点鋳を滅失・き損または、その効用に支障をきたすことのないよう十分に留意すること。施工上止むを得ず支障となる場合は、事前に監督員に報告すること。

11. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

12. 建築物・工作物等の解体・改修工事に伴うアスベスト調査について

工事規模、請負金額にかかわらず事前にアスベストの使用の有無の事前調査を行うこと。また、一定規模以上の工事は、事前調査結果を岐阜県に報告すること。

13. その他

(1) 切削オーバーレイ工・道路打ち換え工については、即日表層工まで施工すること。また、区画線についても、原則即日復旧するものとする。

(2) 施工に先立ち、設計精査、確認を行い舗装面積展開図・計算書・区画線図面を監督員に提出すること。なお、既存の街渠柵及びマンホール等の高さを測量し、図面へ反映させること。

(3) 舗装コアの採取については、アスファルト舗装施工後、各層ごとにコア採取を実施し、監督員立ち会いのもと、舗装厚さの確認を下検査にて実施すること。

なお、検査コアの密度試験は公的機関で測定し、管理コアの測定は公的機関又はプラント試験室で行うものとする。公的機関で密度測定した場合は、完成検査時の品質検査は省略できるものとする

特記仕様書 (条件明示)

工事名 石原地内舗装復旧工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等
工 程	☐ 1. 関連する別途発注工事あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 期間 (~)
	☐ 2. 他機関協議による工程条件あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 期間 (~)
	☒ 3. 他機関との協議状況	☐ A. 協議済機関及び内容 () ☒ B. 未協議機関及び内容 (道路管理者)
	☐ 4. 占用許可状況 ()	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 5. 建築確認	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 6. 河川区域、保全区域内作業あり	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 7. 文化財協議 (文化財課)	☐ A. 協議済内容 () ☐ B. 未協議内容 ()
	☐ 8. 施工時期	☐ A. 施工時期 ()
	☐ 9. その他	☐ A. その他 ()
用 地	☐ 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	☐ A. 区間 (No. ~ No.) ☐ B. 着工見込時期 () ☐ C. 内容 ()
	☐ 2. 工事用地の未買収	☐ A. 場所 () ☐ B. 処理の見込み時期 () ☐ C. 未買収地への立ち入り可否 ()
	☐ 3. 仮設ヤードの有無	☐ A. 官有地 ☐ B. 民有地 ☐ C. その他 () ☐ D. 別途協議
	☐ 4. その他	☐ A. その他 ()
		☐ A. 騒音 () ☐ B. 振動 () ☐ C. 水質 () ☐ D. その他 ()
公 害 対 策	☐ 1. 施工方法の制限あり	☐ A. 騒音 () ☐ B. 振動 () ☐ C. 水質 () ☐ D. その他 ()
	☐ 2. 事業損失防止に関する調査あり	☐ A. 調査の項目 ()
	☐ 3. 環境影響調査あり	☐ A. 生物・植物調査あり
	☐ 4. 土壌汚染対策法に関する届出	☐ A. 届出済 (3,000㎡以上の土地の形質の変更、工事着手30日前まで)
	☐ 5. 石綿含有に関する事前調査	☐ A. 発注者による含有調査 (含有の有・無) ☐ B. 受注者による含有調査 ☐ C. 調査結果の報告 (一定規模以上)
	☐ 6. その他	☐ A. フロン回収あり ☐ B. その他 ()
		☒ A. 全面通行止め ☒ B. 片側通行止め ☐ C. 時間制限あり ()
安 全 対 策	☒ 1. 交通規制あり	☒ A. 迂回路あり ☐ B. 仮設歩道必要
	☒ 2. 通学路あり	☒ A. 区間 (No. 施工箇所前後) 配置人員 2 人/日 ☐ B. 区間 (No.) 配置人員 人/日 ☐ C. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 ☒ D. 交替要員あり
	☒ 3. 交通整理員	☐ A. 工法制限あり () ☐ B. 作業時間制限あり ()
	☐ 4. 鉄道等の近接作業制限あり	☐ A. 協議済内容 () ☐ B. 未協議内容 ()
	☐ 5. バス路線 (運行者との協議)	☐ A. 協議済内容 () ☐ B. 未協議内容 ()
	☐ 6. その他	☐ A. その他 ()
		☐ A. 搬入経路指定あり ☐ B. 時間帯制限あり
工 事 用 道 路	☐ 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	☐ A. 一般交通供用あり ☐ B. 安全施設必要 () ☐ C. 路面工 () ☐ D. 工事完了後存続又は撤去 () ☐ E. 構造 () ☐ F. 用地 (借地) ☐ G. 用地 (公用地) ☐ H. 用地 (その他)
	☐ 2. 仮設道路の設置条件あり	☐ A. その他 ()
	☐ 3. その他	☐ A. その他 ()
指 定 仮 設 備	☐ 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	☐ A. 工種 ()
	☐ 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 内容 ()
	☐ 3. その他	☐ A. その他 ()

明示項目	明示事項	制約条件等	
建設発生土 建設（産業）廃棄物 関係	☒ 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	☒ A. 運搬距離（19.0 km） ☒ B. 投棄料計上あり ☐ C. 整地（押土、敷均、締固等）必要 ☐ D. 整地（押土）必要	
	☐ 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	☐ A. 盛土、埋戻 ☐ B. スtockヤード利用あり（） ☐ C. 仮置場必要（） ☐ D. 運搬距離（km） ☐ E. 仮置場の用地借上費計上あり	
	☐ 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	☐ A. 場所（） ☐ B. 盛土、埋戻 ☐ C. 整地（押土、敷き均し、転圧）あり ☐ D. スtockヤード利用あり（） ☐ E. 仮置場必要（） ☐ F. 運搬距離（km） ☐ G. 仮置場の用地借上費計上あり ☐ H. 処分料計上あり	
	☐ 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	☐ A. 他工事名（） ☐ B. 請負者運搬あり（運搬距離 km） ☐ C. 盛土、埋戻し ☐ D. スtockヤード利用あり（） ☐ E. 仮置場必要（） ☐ F. 仮置場の用地借上費計上あり	
	☐ 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	☐ A. 種類（） ☐ B. 場所（） ☐ C. 中間処理施設までの運搬距離（km） ☐ D. 処理費計上あり	
	☐ 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	☐ A. 槽内洗浄必要 ☐ B. 可児市環境課と打合せの必要あり	
	☒ 7. 「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づく提出・提示書類あり	☒ A. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） ☒ B. 建設発生土管理状況書類及び処理地の関係図書 ☒ C. コブリス ☒ D. 廃棄物処理委託契約、許可書	
	工事支障物件	☐ 1. 占用支障物件あり（電気）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
		☐ 2. 占用支障物件あり（電話）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
		☐ 3. 占用支障物件あり（水道）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
		☐ 4. 占用支障物件あり（下水道）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
		☐ 5. 占用支障物件あり（ガス）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
		☐ 6. 占用支障物件あり（マンホール蓋、仕切り弁蓋等）	☐ A. 管理者による高さ調整（） ☐ B. 請負者による高さ調整（）
		☐ 7. 占用支障物件あり（その他）	☐ A. 移設時期（） ☐ B. 移設時期（別途協議）
☐ 8. その他		☐ A. その他（）	
排水工関係	☐ 1. 濁水、湧水処理条件あり	☐ A. 方法（）	
	☐ 2. その他	☐ A. その他（）	
再生材使用	☒ 1. 再生材使用指定あり	☒ A. RC ☒ B. アスファルト再生合材（30%再生） ☐ C. アスファルト再生合材（100%再生） ☒ D. 再生材を使用できない場合別途協議 ☐ E.	
	☐ 2. その他	☐ A. その他（）	
その他	☐ 1. 現場発生材あり	☐ A. 品名（） ☐ B. 納入場所（）	
	☐ 2. 支給材あり	☐ A. 品名（） ☐ B. 引渡し場所（）	
	☐ 3. 現場環境改善	☐ A. 仮設費（） ☐ B. 安全費（） ☐ C. 営繕費（） ☐ D. 地域連携（）	
	☐ 4. 「可児市工事品質証明実施要領」該当あり	☐ A. 品質証明員の配置あり	
	☐ 5. 部分使用	☐ A. 範囲（）	
	☐ 6. その他	☐ B. 時期（） ☐ A. その他（）	

本工事費内訳書

石原地内舗装復旧工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘 要	備 考
本工事費	式	1					費目行	
土工	式	1					1号明細書	
撤去工	式	1					2号明細書	
舗装工	式	1					3号明細書	
区画線工	式	1					4号明細書	
仮設工	式	1					5号明細書	
直接工事費	式	1						
共通仮設費	式	1						
共通仮設費(率計上)	式	1						
純工事費	式	1						
現場管理費	式	1						
工事原価	式	1						
一般管理費等	式	1						
工事価格	式	1						

本工事費内訳書

石原地内舗装復旧工事

[illegible]

1号明細書

[illegible]

2号明細書

[illegible]

鋪装工

明細書

3号明細書

[illegible]

4号明細書

[illegible]

5号明細書

[illegible]

1号代価表

1 m3当り

[illegible]

残土運搬処理

代価表

2号代価表

1 m³当り

[illegible]

3号代価表

アスファルト舗装版 As:15cm以下

1 m 当り

[illegible]

切断污泥处理

代価表

4号代価表

1 m³当り

[illegible]

5号代価表

アスファルト舗装版 障害無し 対策必要 15cm以下 積込有り

1 m2当り

[illegible]

AS殻運搬処理

代価表

6号代価表

1 m³当り

[illegible]

7号代価表

補足材料有 29mm以上34mm未満 再生クラッシュランRC-30

1 m2当り

[illegible]

8号代価表

1 m2当り

[illegible]

9号代価表

夜間無 溶融式手動 豪雪補正無 実線・15cm 制約無 塗布厚1.5mm 排水無 未供無

1,000 m 当り

[illegible]

10号代価表

夜間無 溶融式手動 豪雪補正無 破線・15cm 制約無 塗布厚1.5mm 排水無 未供無

1,000 m 当り

[illegible]

11号代価表

夜間無 溶融式手動 豪雪補正無 ゼブラ・45cm 制約無 塗布厚1.5mm 排水無 未供無

1,000 m 当り

[illegible]

12号代価表

夜間無 溶融式手動 豪雪補正無 矢印・記号・文字・15cm換算 制約無 塗布厚1.5mm 排水無 未供無

1,000 m 当り

[illegible]

13号代価表

[illegible][illegible][illegible][illegible]

14号代価表

1 m3当り

[illegible]

小規模 バックホウ山積0.28m³(平積0.2m³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID無し 19.0km以下 良好

[illegible]

16号代価表

泥水運搬工
片道60.0km以下 DID区間無し

100 m³当り

[illegible]

舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm超)又は(騒音対策必要) DID無し 7.5km以下 良好

[illegible]

代価表

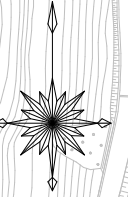
アスファルト混合物
再生密粒度アスコン(13)

18号代価表

1 t 当り

[illegible]

計画平面図



市道20号線 施工延長L=1191.9m
舗装面積 A=4223.72m²
路肩盛土工 V=0.3m³

③舗装面積 A=9.10m²
舗装切断 L=16.6m

①舗装面積 A=10.69m²
舗装切断 L=10.7m

②舗装面積 A=20.58m²
舗装切断 L=17.5m

▨ : L交通 (N3)
— : 路肩盛土

工事名	石原地内舗装復旧工事	
施工箇所	可児市 西帷子 地内	
図面の種類	計画平面図	
縮尺	S=1 : 3000	
可児市水道部水道課		

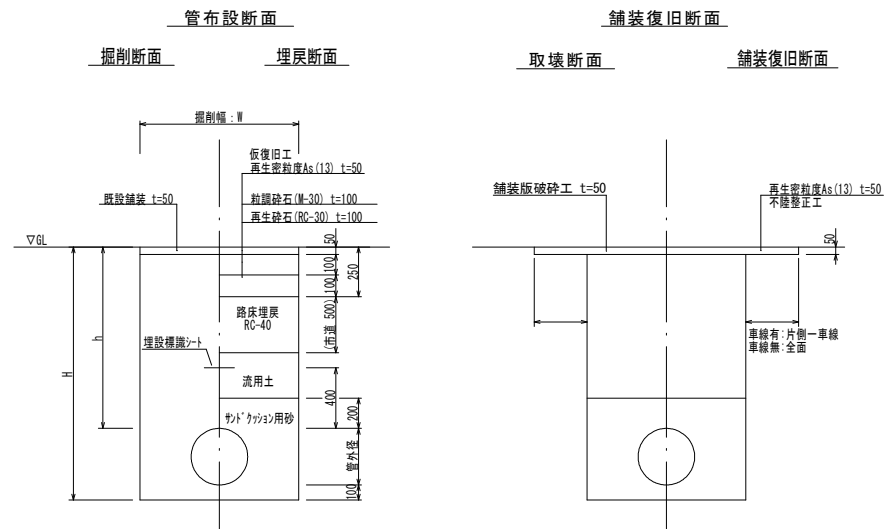
ライクス・タカキ



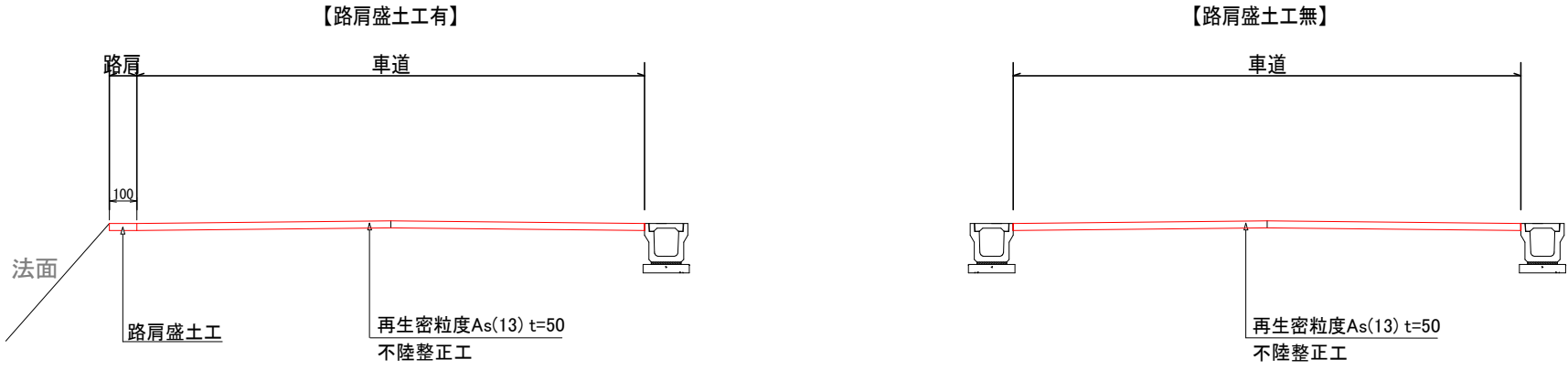
工事名	石原地内舗装復旧工事	
施工箇所	可児市 西帷子 地内	
図面の種類	区画線平面図	
縮尺	S=1 : 2000	
可児市水道部水道課		

土工規定図

大型車交通量100台以上250台未満 N3 (L交通)



標準横断面図



工事名	石原地内舗装復旧工事	
施工箇所	可児市 西帷子 地内	
図面の種類	土工規定図	
縮尺	Free	
可児市水道部水道課		